

住民票の写しの広域交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）及び住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づく住民票の写しの交付の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広域交付住民票交付申請書)

第2条 法第12条の4第1項の規定による請求は、広域交付住民票交付請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 省令第4条第2項の規定により市長が適当と認めるものは、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱第2条別表Aの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

(委任)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から実施する。

広域交付住民票交付請求書 (様式1号)

豊中市長宛

太枠内を記入して下さい。		請求日	年	月	日
請求者	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	※個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちでない場合は、「生年月日・性別」又は「住民票コード」を記入して下さい。				
	生年月日	大・昭・平・西暦	性別	男・女	
	※	年 月 日	※		
	住民票コード				
※					
請求の理由					

必要な住民票の通数	世帯全員	通	世帯一部	通
-----------	------	---	------	---

○「世帯一部」の場合は、必要な人の氏名を下記に記入してください。

必要な人の氏名		単 独 ・ 連 記	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一世帯の人の住民票を請求することができます。 2. 個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証又はその他官公署が発行した写真付きの免許証等の提示が必要です。 3. 「本籍地・筆頭者氏名」が記載された住民票、消除された住民票（除票）は交付できません。 4. 前住所等の記載が住所地で交付される住民票とは異なる場合があります。詳しくは住所地の市区町村役場へお問い合わせください。 5. 住民票コードの記載は原則省略となります。 6. 詳しくは窓口係員にお尋ねください。

世帯主・続柄の記載は必要ですか？ (希望されるものに○をつけてください)	1. はい 2. いいえ
個人番号の記載は必要ですか？ (希望されるものに○をつけてください)	1. はい 2. いいえ
外国籍住民特有事項が必要ですか？ (希望されるものに○をつけてください)	1. はい 2. いいえ

本人確認	住・運・旅・在・個・他()
------	----------------

処理欄	受付	作成	照合	交付	手数料